

第五種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新 (改正後)	旧 (改正前)								
<p>(漁具・漁法等の制限)</p> <p>第3条 遊漁の方法は、さお釣り <u>(あゆを対象とするルアー及びリール付き竿を除く。以下同じ)</u>・手釣・たも網・やす・投網・川舟及び鶺川に限る。ただし、やまめ(さくらますを含む)・いわな・あまご(さつきますを含む)及びにじますを採捕する場合は、さお釣り・手釣及びたも網に限る。こいを採捕する場合は、さお釣り・手釣・たも網・投網に限る。</p>	<p>(漁具・漁法等の制限)</p> <p>第3条 遊漁の方法は、さお釣り・手釣・たも網・やす・投網・川舟及び鶺川に限る。ただし、やまめ(さくらますを含む)・いわな・あまご(さつきますを含む)及びにじますを採捕する場合は、さお釣り・手釣及びたも網に限る。こいを採捕する場合は、さお釣り・手釣・たも網・投網に限る。</p>								
<p>(フライ・ルアー専用区の設定)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(フライ・ルアー専用区の設定)</p> <p>第4条 (略)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 1146 544 1196">区域</th> <th data-bbox="544 1146 778 1196">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 1196 544 1485"> 小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の今西橋下流の讚岐井手頭首工から上流同町堀地内の堀橋上流の第2頭首工までの区域 </td> <td data-bbox="544 1196 778 1485"> 3月1日から 9月30日まで </td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の今西橋下流の讚岐井手頭首工から上流同町堀地内の堀橋上流の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="807 1146 1126 1196">区域</th> <th data-bbox="1126 1146 1361 1196">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="807 1196 1126 1485"> 小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の讚岐井手頭首工から上流同町堀地内の第2頭首工までの区域 </td> <td data-bbox="1126 1196 1361 1485"> 3月1日から 9月30日まで </td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の讚岐井手頭首工から上流同町堀地内の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで
区域	期間								
小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の今西橋下流の讚岐井手頭首工から上流同町堀地内の堀橋上流の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで								
区域	期間								
小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の讚岐井手頭首工から上流同町堀地内の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで								
<p>(さお釣り専用区の設定)</p> <p>第5条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 1655 544 1704">区域</th> <th data-bbox="544 1655 778 1704">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 1704 544 1995"> 天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域 </td> <td data-bbox="544 1704 778 1995"> 6月1日から 8月15日まで </td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域	6月1日から 8月15日まで	<p>(さお釣り専用区の設定)</p> <p>第5条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="807 1655 1126 1704">区域</th> <th data-bbox="1126 1655 1361 1704">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="807 1704 1126 1995"> 天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町牧地内の湯谷用水までの区域 </td> <td data-bbox="1126 1704 1361 1995"> 6月1日から 8月15日まで </td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町牧地内の湯谷用水までの区域	6月1日から 8月15日まで
区域	期間								
天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域	6月1日から 8月15日まで								
区域	期間								
天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町牧地内の湯谷用水までの区域	6月1日から 8月15日まで								

(禁止区域等) 第7条 第2項に下記を加える。

ア漁法	イ禁止区域	ウ禁止期間
第3条第1項の 全漁具・漁法	天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤 から下流の区域、小鴨川のうち倉吉市巖城地内 の三明寺橋より下流の区域	1月1日から 翌年1月31日まで

附則 この改正は認可のあった日から施行する。ただし、第3条第1項については令和7年1月1日から効力を有する。